令和８年度
山形市公設地方卸売市場取引委員会

日　時：令和８年１０月１６日（金）
午前１時３０分から
会　場：市場管理棟　４階大会議室

次　　第

１　開　　会

２　開設者あいさつ

３　委員長あいさつ

４　議事録署名人の指名（２名）

５　審　　議

（１）　令和９年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について

（２）　その他

６　そ の 他

７　閉　　会

令和８年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会 出席者名簿

No.	区　分	推　薦　団　体	役　職　名	氏　　名	部会	備考
1	学識経験者	山形大学　人文社会科学部	教授	◎兼子 良久		出
2	関係行政機関	山形県農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課	農産物流通販売・ 輸出推進専門員	本間 曜子		
3	流通部門	山形丸果中央青果株式会社	代表取締役社長	柏倉 隆文	●青果	出
4		株式会社山形丸魚	代表取締役社長	○鈴木 徹郎	●水産	
5		株式会社山形丸水	代表取締役社長	相澤 啓一	水産	出
6		山形市中央青果卸売協同組合	代表理事	鈴木 誠一	青果	出
7		山形市水産物卸協同組合	代表理事	有海 広吉	水産	出
8		山形青果商業協同組合	理事長	須貝 太郎	青果	出
9		山形青果小売商業協同組合	代表理事	渡邉 芳弘	青果	出
10		山形魚商協同組合	理事長	丸子 善弘	水産	
11		山形市公設地方卸売市場関連事業者協会	会長	石山 秀雄		出
12	生産者部門	山形丸果園芸連	会長	中野 信吾	青果	
13		全国農業協同組合連合会 山形県本部	園芸部 部長	池田 浩之		出
14		山形農業協同組合	代表理事専務	大宮 幸輝		出

任期：令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

順序：構成部門順（敬称略）

氏名欄の ◎印は 委員長 、 ○印は 副委員長 を表す。

部会欄の ●印は 部会長 を表す。

《事務局》

組　　織	役　職　名	氏　　名
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	次長（兼）所長	冨樫 竹夫
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	副所長(兼)業務係長	相田 正勝
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	業務係主幹	板垣　賢

令和９年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について（案）

１　休市日の設定の考え方

東京都中央卸売市場の休業日及び開場日を参考にし、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休市とする。

祝日のある週においても一部、水曜休市日を設定する。

２　休開市日の設定

（１）年始は１月１日から４日まで休市、１月５日（火）から開市。

（２）祝日のある週において、１月１３日（水）、２月１０日（水）、２月２４日（水）、３月２４日（水）、４月２８日（水）、７月２１日（水）及び１０月１３日（水）は休市。１月６日（水）、３月３１日（水）及び１１月２４日（水）は、青果物のみ休市。

（３）５月は、５月２日（日）、３日（月祝）、４日（火祝）は三日連続休市、５月５日（水祝）に開市。

（４）お盆の期間は、８月１４日（土）、１５日（日）及び１６日（月）は休市。（三日連続休市。）

（５）年末は、１２月２６日（日）は休市、３１日（木）は休市。

※ 青果物において、東京都と違うのは、１２月３０日（水）が開市。

※ 水産物において、東京都と違うのは、１２月２６日（日）が休市。

＊ 青果物のみの休市が、１月６日（水）、３月３１日（水）及び１１月２４日（水）の三日 となります。

【青果物】開市日数 246 日（休市日数 119 日）臨時休市日数 49 日　臨時開市日数 1 日
【水産物】開市日数 249 日（休市日数 116 日）臨時休市日数 46 日　臨時開市日数 1 日

３　過去３年間の開市日数 及び 臨時休開市の日数

令和 ８年
【青果物】開市日数 248 日（休市日数 117 日）臨時休市日数 48 日　臨時開市日数 2 日
【水産物】開市日数 251 日（休市日数 114 日）臨時休市日数 45 日　臨時開市日数 2 日

令和 ７年
【青果物】開市日数 249 日（休市日数 116 日）臨時休市日数 48 日　臨時開市日数 2 日
【水産物】開市日数 249 日（休市日数 116 日）臨時休市日数 48 日　臨時開市日数 2 日

令和 ６年
【青果物】開市日数 252 日（休市日数 114 日）臨時休市日数 47 日　臨時開市日数 4 日
【水産物】開市日数 254 日（休市日数 112 日）臨時休市日数 45 日　臨時開市日数 4 日

参考資料

東京都 令和９年における休業日の設定について（抜粋）

令和９年における休業日の設定については、生産者、実需者及び消費者のニーズに対応した市場機能の確保及び市場関係者の適切な労働環境の実現の観点から、次のように設定する。

第１【水産物】

１　休業日　１１５日（開場日数　２５０日）

（１）原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。

（２）年始は１月１日から４日まで、年末は１２月３１日を休業日とする。

（３）８月１４日及び８月１６日を夏期休業日とする。

２　日曜日又は祝日であるが開場日とする日

５月５日及び１２月２６日を開場日とする。

３　祝日がある週の水曜日を休業日とする日

１月１３日、２月１０日、２月２４日、３月２４日、４月２８日、７月２１日、及び１０月１３日を休業日とする。

第２【青果物】

１　休業日　１２０日（開場日数　２４５日）

（１）原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。

（２）年始は１月１日から４日まで、年末は１２月３０日及び１２月３１日を休業日とする。（１２月３０日の休業は青果物のみ）

（３）８月１４日及び８月１６日を夏期休業日とする。

２　日曜日又は祝日であるが開場日とする日

５月５日を開場日とする。

３　祝日がある週の水曜日を休業日とする日

１月１３日、２月１０日、２月２４日、３月２４日、４月２８日、７月２１日、１０月１３日及び１１月２４日を休業日とする。（１１月２４日の休業は青果物のみ）

※ 青果物の休業日が五日多くなっています。(1/6,3/31,11/24,12/26,12/30)

（参考資料）令和9年 臨時休開市日一覧表

			山形市公設地方卸売市場（案）			東京都中央卸売市場	
月	日	曜日	青果物	水産物	備　考	青果物	水産物
1	6	水	●		青果物のみ休市	●	
	13	水	●	●		●	●
	20	水	●	●		●	●
	27	水	●	●		●	●
2	3	水	●	●		●	●
	10	水	●	●		●	●
	17	水	●	●		●	●
	24	水	●	●		●	●
3	3	水	●	●		●	●
	10	水	●	●		●	●
	17	水	●	●		●	●
	24	水	●	●		●	●
	31	水	●		青果物のみ休市	●	
4	7	水	●	●		●	●
	14	水	●	●		●	●
	21	水	●	●		●	●
	28	水	●	●		●	●
5	5	水	○	○	臨時開市	○	○
	12	水	●	●		●	●
	19	水	●	●		●	●
	26	水	●	●		●	●
6	2	水	●	●		●	●
	9	水	●	●		●	●
	16	水	●	●		●	●
	23	水	●	●		●	●
	30	水	●	●		●	●
7	7	水	●	●		●	●
	14	水	●	●		●	●
	21	水	●	●		●	●
	28	水	●	●		●	●
8	4	水	●	●		●	●
	14	土	●	●		●	●
	16	月	●	●		●	●
	18	水	●	●		●	●
	25	水	●	●		●	●
9	1	水	●	●		●	●
	8	水	●	●		●	●
	15	水	●	●		●	●
	29	水	●	●		●	●
10	6	水	●	●		●	●
	13	水	●	●		●	●
	20	水	●	●		●	●
	27	水	●	●		●	●
11	10	水	●	●		●	●
	17	水	●	●		●	●
	24	水	●		青果物のみ休市	●	
12	1	水	●	●		●	●
	8	水	●	●		●	●
	15	水	●	●		●	●
	22	水	●	●		●	●
	26	日			休市日		○
	30	木			開市日	●	
年間開市日数			246	249		245	250
年間休市日数			119	116		120	115
臨時休市日数●			49	46		50	46
臨時開市日数○			1	1		1	2

● 臨時休市日　　○ 臨時開市日

令和9年 山形市公設地方卸売市場 休開市日（案）

1 月 19日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 初せり	6 ●青果	7	8	9
10	11	12	13 ●	14	15	16
17	18	19	20 ●	21	22	23
24	25	26	27 ●	28	29	30
31						

休市 12日

※6日 青果物のみ休市、13日 休市

2 月 18日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 ●	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●	25	26	27
28						

休市 10日

※10日、24日 休市

3 月 22日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 ●	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●	25	26	27
28	29	30	31 ●青果			

休市 9日

※24日 休市、31日 青果物のみ休市

4 月 21日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7 ●	8	9	10
11	12	13	14 ●	15	16	17
18	19	20	21 ●	22	23	24
25	26	27	28 ●	29	30	

休市 9日

※28日 休市

5 月 21日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 ○	6	7	8
9	10	11	12 ●	13	14	15
16	17	18	19 ●	20	21	22
23	24	25	26 ●	27	28	29
30	31					

休市 10日

※5日（祝日）開市

6 月 21日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 ●	3	4	5
6	7	8	9 ●	10	11	12
13	14	15	16 ●	17	18	19
20	21	22	23 ●	24	25	26
27	28	29	30 ●			

休市 9日

7 月 22日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7 ●	8	9	10
11	12	13	14 ●	15	16	17
18	19	20	21 ●	22	23	24
25	26	27	28 ●	29	30	31

休市 9日

※21日 休市

8 月 20日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 ●	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14 ●
15	16 ●	17	18 ●	19	20	21
22	23	24	25 ●	26	27	28
29	30	31				

休市 11日

※14,16日 休市

9 月 20日

日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2	3	4
5	6	7	8 ●	9	10	11
12	13	14	15 ●	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29 ●	30		

休市 10日

10 月 21日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6 ●	7	8	9
10	11	12	13 ●	14	15	16
17	18	19	20 ●	21	22	23
24	25	26	27 ●	28	29	30
31						

休市 10日

※13日 休市

11 月 22日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●青果	25	26	27
28	29	30				

休市 8日

※24日 青果物のみ休市

12 月 22日

日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2	3	4
5	6	7	8 ●	9	10	11
12	13	14	15 ●	16	17	18
19	20	21	22 ●	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

休市 9日

日曜祝日等条例による休市日
青 果 物 70 日
水 産 物 70 日

● 臨時休市日
青 果 物 49 日
水 産 物 46 日

○ 臨時開市日
青 果 物 1 日
水 産 物 1 日
※ 5/5(水)

＊開市日数 249 日 （内 青果物のみ休市が三日あり）
青 果 物 246 日（年間休市日数 119日）
水 産 物 249 日（年間休市日数 116日）

同一週に祝日がある 1月13日(水)、2月10日(水)、2月24日(水)、3月24日(水)、4月28日(水)、7月21日(水)、10月13日(水)、11月24日(水)も休市とする。青果物のみ休市が 1月6日(水)、3月31日(水)、11月24日(水)

令和9年 山形市公設地方卸売市場 休開市日【青果物】（ 案 ）

1 月						18日
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 初せり	6 ●	7	8	9
10	11	12	13 ●	14	15	16
17	18	19	20 ●	21	22	23
24	25	26	27 ●	28	29	30
31					休市	13日

※6日、13日 休市

2 月						18日
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 ●	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●	25	26	27
28						
					休市	10日

※10日、24日 休市

3 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 ●	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●	25	26	27
28	29	30	31 ●			
					休市	10日

※24日 休市

4 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7 ●	8	9	10
11	12	13	14 ●	15	16	17
18	19	20	21 ●	22	23	24
25	26	27	28 ●	29	30	
					休市	9日

※28日 休市

5 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 ○	6	7	8
9	10	11	12 ●	13	14	15
16	17	18	19 ●	20	21	22
23	24	25	26 ●	27	28	29
30	31					
					休市	10日

※5日（祝日）開市

6 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
		1	2 ●	3	4	5
6	7	8	9 ●	10	11	12
13	14	15	16 ●	17	18	19
20	21	22	23 ●	24	25	26
27	28	29	30 ●			
					休市	9日

7 月						22日
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7 ●	8	9	10
11	12	13	14 ●	15	16	17
18	19	20	21 ●	22	23	24
25	26	27	28 ●	29	30	31
					休市	9日

※21日 休市

8 月						20日
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 ●	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14 ●
15	16 ●	17	18 ●	19	20	21
22	23	24	25 ●	26	27	28
29	30	31				
					休市	11日

※14,16日 休市

9 月						20日
日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2	3	4
5	6	7	8 ●	9	10	11
12	13	14	15 ●	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29 ●	30		
					休市	10日

10 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6 ●	7	8	9
10	11	12	13 ●	14	15	16
17	18	19	20 ●	21	22	23
24	25	26	27 ●	28	29	30
31					休市	10日

※13日 休市

11 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●	25	26	27
28	29	30				
					休市	9日

※24日 休市

12 月						22日
日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2	3	4
5	6	7	8 ●	9	10	11
12	13	14	15 ●	16	17	18
19	20	21	22 ●	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
					休市	9日

■ 日曜祝日等条例による休市日
青 果 物 70 日

● 臨時休市日
青 果 物 49 日

□ 臨時開市日
○
青 果 物 1 日
※ 5/5(水)

＊開市日数 青 果 物 246 日
（ 休市日数 119 日 ）

同一週に祝日がある 1月13日(水)、2月10日(水)、2月24日(水)、3月24日(水)、4月28日(水)、7月21日(水)、10月13日(水)、11月24日(水)も休市とする。

令和9年 山形市公設地方卸売市場 休開市日【水産物】（ 案 ）

1 月						19日
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 初せり	6	7	8	9
10	11	12	13 ●	14	15	16
17	18	19	20 ●	21	22	23
24	25	26	27 ●	28	29	30
31					休市 12日	

※13日 休市

2 月						18日
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 ●	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●	25	26	27
28						
					休市 10日	

※10日、24日 休市

3 月						22日
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3 ●	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24 ●	25	26	27
28	29	30	31			
					休市 9日	

※24日 休市

4 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7 ●	8	9	10
11	12	13	14 ●	15	16	17
18	19	20	21 ●	22	23	24
25	26	27	28 ●	29	30	
					休市 9日	

※28日 休市

5 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 ○	6	7	8
9	10	11	12 ●	13	14	15
16	17	18	19 ●	20	21	22
23	24	25	26 ●	27	28	29
30	31					
					休市 10日	

※5日（祝日）開市

6 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
		1	2 ●	3	4	5
6	7	8	9 ●	10	11	12
13	14	15	16 ●	17	18	19
20	21	22	23 ●	24	25	26
27	28	29	30 ●			
					休市 9日	

7 月						22日
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7 ●	8	9	10
11	12	13	14 ●	15	16	17
18	19	20	21 ●	22	23	24
25	26	27	28 ●	29	30	31
					休市 9日	

※21日 休市

8 月						20日
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 ●	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14 ●
15	16 ●	17	18 ●	19	20	21
22	23	24	25 ●	26	27	28
29	30	31				
					休市 11日	

※14,16日 休市

9 月						20日
日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2	3	4
5	6	7	8 ●	9	10	11
12	13	14	15 ●	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29 ●	30		
					休市 10日	

10 月						21日
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6 ●	7	8	9
10	11	12	13 ●	14	15	16
17	18	19	20 ●	21	22	23
24	25	26	27 ●	28	29	30
31					休市 10日	

※13日 休市

11 月						22日
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 ●	11	12	13
14	15	16	17 ●	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
					休市 8日	

12 月						22日
日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2	3	4
5	6	7	8 ●	9	10	11
12	13	14	15 ●	16	17	18
19	20	21	22 ●	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
					休市 9日	

※13日 休市

日曜祝日等条例による休市日
水 産 物 70 日

●
臨時休市日
水 産 物 46 日

○
臨時開市日
水 産 物 1 日
※ 5/5(水)

＊開市日数 水 産 物 249 日
（ 休市日数 116 日 ）

同一週に祝日がある 1月13日(水)、2月10日（水）、2月24日(水)、3月24日(水)、4月28日（水）、7月21日(水)、10月13日（水）も休市とする。

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則（抜粋）

（開場の期日）

第３条　市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

⑴　日曜日（１月５日及び１２月２７日から同月３０日までの日曜日を除く。）

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

⑶　１月２日から同月４日まで及び１２月３１日

２　前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するために特に必要と認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

３　市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとするときは、取扱品目に係る生産及び出荷の事情、小売商業者の貯蔵及び販売の能力、消費者の食習慣及び購買慣習等を十分考慮するものとする。

取引委員会にかかる関係条例等（抜粋）

〇山形市公設地方卸売市場業務条例

（市場取引委員会の設置）

第２３条　市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）を置く。

２　取引委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

⑴　開場の期日及び時間

⑵　卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項

⑶　卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項

⑷　卸売の業務を行う者に関する事項

⑸　前号に掲げるもののほか、取引参加者等関係事業者に関する事項

３　取引委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

４　取引委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

５　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

７　取引委員会は、市場の売買取引に関する事項の調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

８　前各項に定めるもののほか、取引委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

〇山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則

（委員長及び副委員長の選任）

第６２条　山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、取引委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、取引委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６３条　取引委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　取引委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　前項の規定にかかわらず、取引委員会は、条例第２３条第７項の専門部会（以下「部会」という。）における調査及び検討の結果をもって、取引委員会の議決とすることができる。

５　委員は、委員長に対し、会議の開催を求めることができる。この場合、その理由等を記した書面、これに係る資料等を委員長に提出しなければならない。

６　委員長は、前項の規定により会議の開催を求められた場合において、必要と認めるときは、会議を招集するものとする。

（部会）
第６４条　部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
２　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
３　部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査及び検討の経過及び結果を取引委員会に報告しなければならない。
４　前条第１項から第３項までの規定は、部会について準用する。
（資料提出の要求等）
第６５条　取引委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（委任）
第６６条　この章に定めるもののほか、取引委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が取引委員会に諮って定める。